

NO!リニア

No. 1 2 1

2020年12月3日

J R 東海労働組合

J R 東海労HP
にアクセス



訴える権利を剥奪！ ストップ・リニア訴訟中間判決は不当だ！

ストップ・リニア訴訟中間判決が12月1日、東京地裁で言い渡されました。この判決は、原告適格の可否（訴える権利があるかどうか）を裁判所が一方的に行うもので、異例の扱いです。判決は、原告適格は「工事やリニアの走行により著しい被害を直接受ける恐れがある地域に住んでいる」とし、原告781名中、適格者（原告で残れる人）は249名、不適格者は532名で、約7割の原告が排除されました。訴える権利をも剥奪するという不当判決です。

具体的には、工事などで、騒音、振動、水涸れ、工事車両の通行や、建設後の日照権などで生活を阻害される人は原告に残されました。最大の特徴は、残土置場が除外されたということです。裁判所は、「認可の段階でJ R 東海が残土処理の計画を立てていなかったから被害を受けるか分からないので、原告に当たらない」という極めて理不尽な判断をしたのです。そもそも残土処理の計画もないまま国が認可したこと自体が問題なのです。

判決後、議員会館で報告集会が開催され、今後は控訴を含めて闘っていくことが確認されました。J R 東海労は、共にリニア建設反対の運動を展開していきます。

